

2021年7月1日 産構
審「第1回 学びの自律化・個別最適化WG

不登校ゼロ社会を目指して

日本の不登校をとりまく状況

児童生徒の不登校をとりまく状況

- 1 7年連続で増える不登校の児童生徒
- 2 不登校の児童生徒はさらに増えていく
- 3 しかし公的支援は圧倒的に不足している
- 4 対策制度はあっても現場の対応は進んでいない
- 5 保護者の持つ資本の差が、不登校の学びの機会格差になる
- 6 ゲリラ的に選択する学びの、安全と質保証
- 7 今後、検討すべきこと

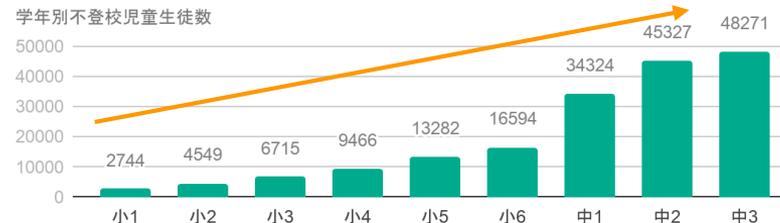
1 7年連続で増える不登校の児童生徒

コロナ前の19年度で約 **18万人** の児童生徒が不登校

【合計(小・中)】 (人)

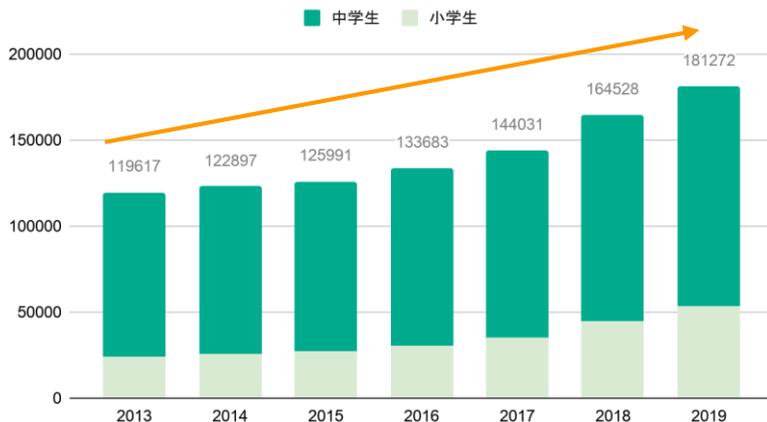
区分	欠席日数30～89日の者 (1)		欠席日数90日以上で 出席日数11日以上者の者 (2)		欠席日数90日以上で 出席日数1～10日の者 (3)		欠席日数90日以上で 出席日数0日の者 (4)		不登校児童生徒数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
国立	327	49.9%	281	42.9%	32	4.9%	15	2.3%	655
公立	77,636	44.3%	75,999	43.3%	14,587	8.3%	7,202	4.1%	175,424
私立	2,452	47.2%	2,291	44.1%	309	6.0%	141	2.7%	5,193
計	80,415	44.4%	78,571	43.3%	14,928	8.2%	7,358	4.1%	181,272

学年があがるとともに不登校児童生徒数も増加



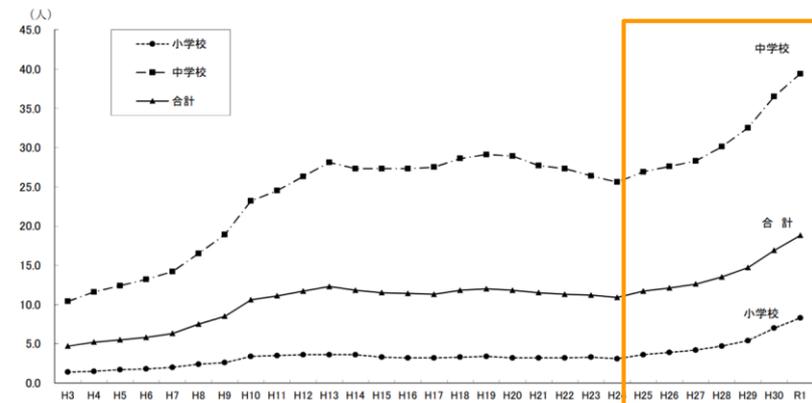
7年連続で増え続ける不登校児童生徒

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒の割合で見るとより顕著に増加

<参考2> 不登校児童生徒の割合の推移(1,000人当たりの不登校児童生徒数)



2 不登校の児童生徒はさらに増えていく

不登校「傾向」も含めると、その数は中学生で**33万人**、※18年度時点
 コロナ禍のいま・そしてこれからは、**ますます増加する**可能性が高い。

不登校傾向にある子どもの実態調査（18年度）

不登校	学校に行っていない状態が一定期間以上ある	30日以上欠席	33万人
	学校に行っていない状態が一定期間以上ある	1週間以上連続欠席	
教室外登校	学校の校門・保健室・校長室等には行くが、教室には行かない	学校内で行動表出	
部分登校	基本的には教室で過ごすが、授業に参加する時間が少ない		
仮面登校A 授業不参加型	基本的には教室で過ごすが、皆と違うことをしがちであり、授業に参加する時間が少ない		
仮面登校B 授業参加型	基本的には教室で過し、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている	学校内で行動非表出	
登校	学校に馴染んでいる	—	

3 しかし公的支援は圧倒的に不足している

設置が自治体の努力義務となっている「不登校特例校」や「教育支援センター」は不登校の児童生徒数に対して足りず、点と点がつながらない

不登校特例校（一条校）の不足

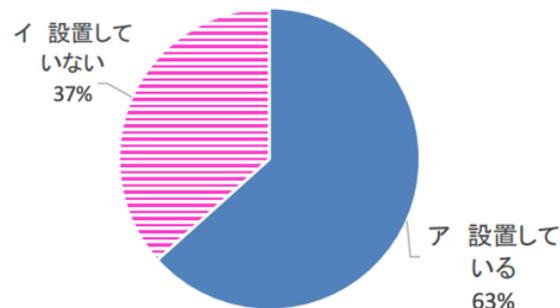
指定校数 **17**校（うち 公立8校 私立9校）
平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化

不登校特例校	数
小中一貫校 (小中合同学習室含む)	2
小学校	1
中学校	11
高校	3

教育支援センターの不足

設置自治体は全国の約**63%**
未設置の理由は、**予算・場所の確保の問題**が上位

1-1 教育支援センターの設置の有無



4 対策制度はあっても現場の対応は進んでいない

学校外の学びで出席認定をもらっている児童生徒の数は少ない。

学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(人)	国立	公立	私立	計
小学校	14	6,170	28	6,212
中学校	52	19,365	237	19,654
計	68	25,535	265	25,866

学校外の学びで出席認定を
もらっている児童生徒は
25,866人で、全体の14%

自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数(人)

	国立	公立	私立	計
小学校	5	155	14	174
中学校	3	397	34	434
計	8	552	48	608

自宅のICT等を活用した学習
で出席認定をもらっている
児童生徒は608人のみで
全体の0.3%

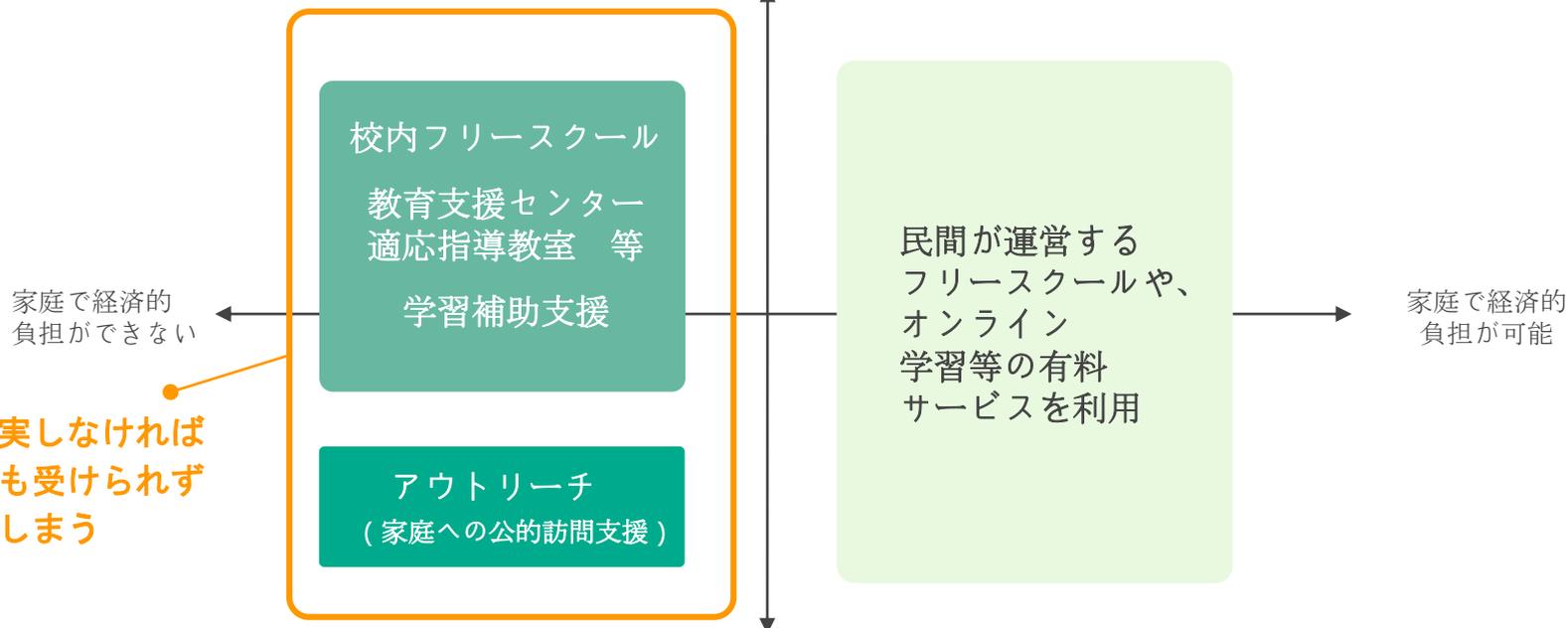
5 保護者の持つ資本の差が、不登校の学びの機会格差になる

学びの保障は、家庭や自治体によって届く機会に格差がすでにある。

点在する施策をコレクティブインパクトの視点で確認し、

「誰が取り残されているのか」の視点で、アウトリーチの充実を。

家庭で時間・情報・協力者の確保が可能

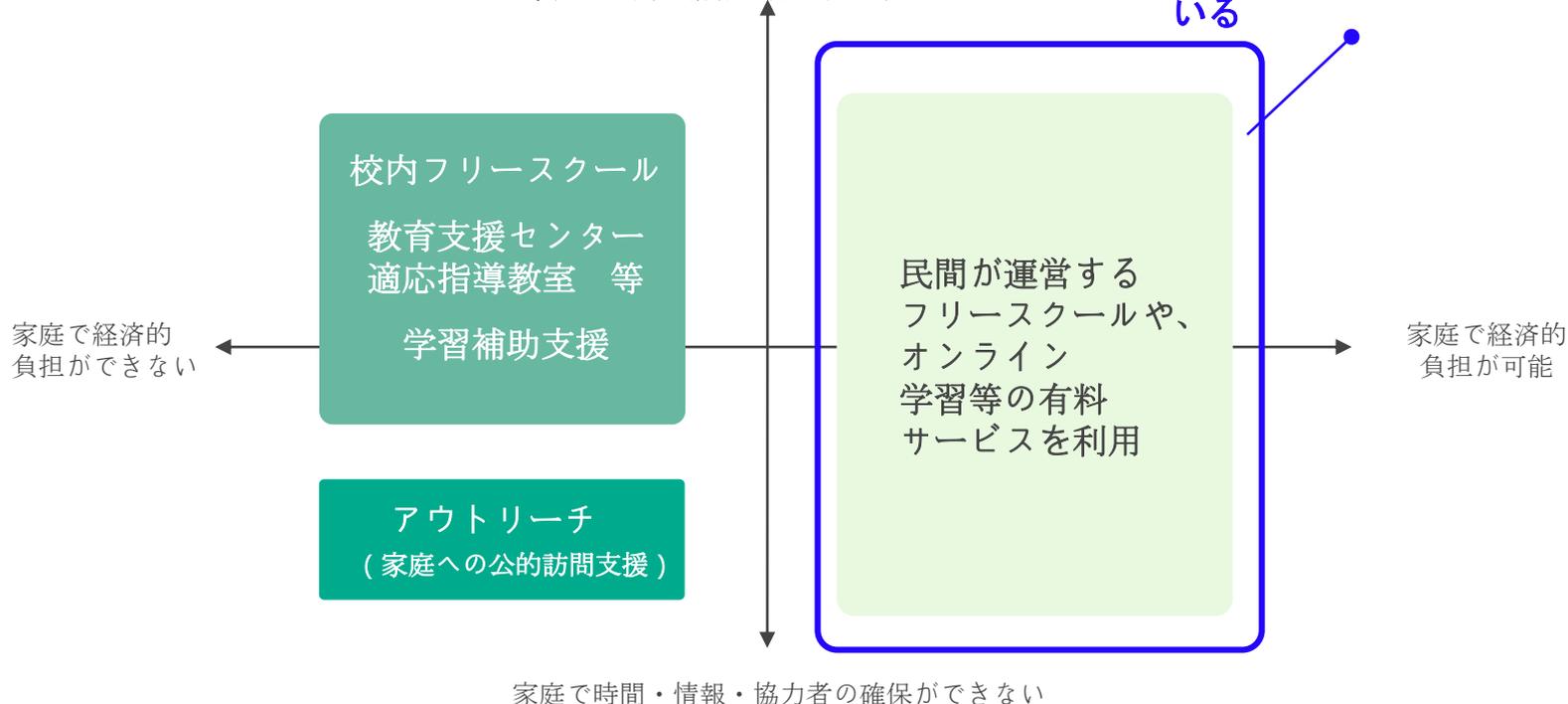


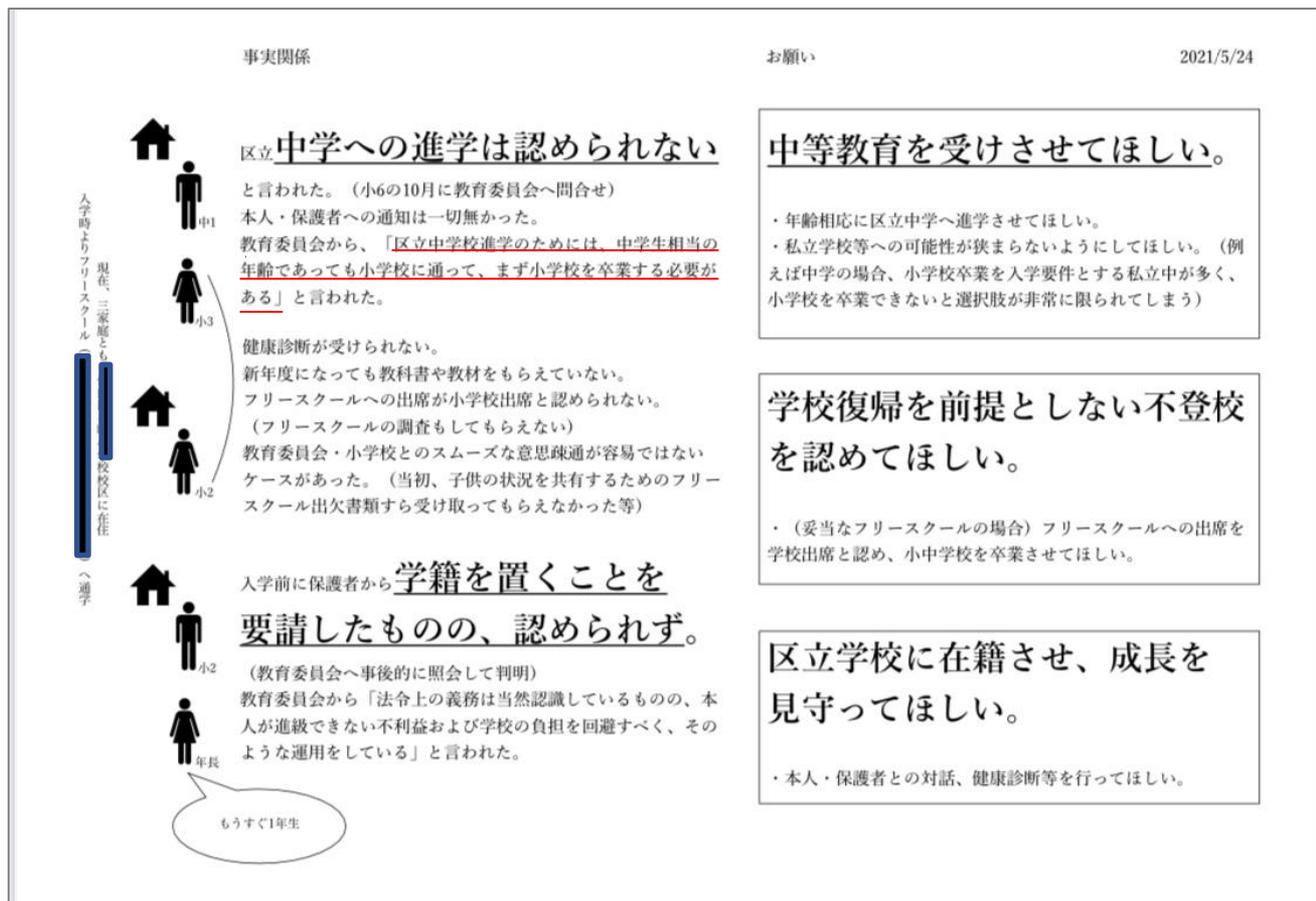
6 ゲリラ的に選択する学びの、安全と質保証

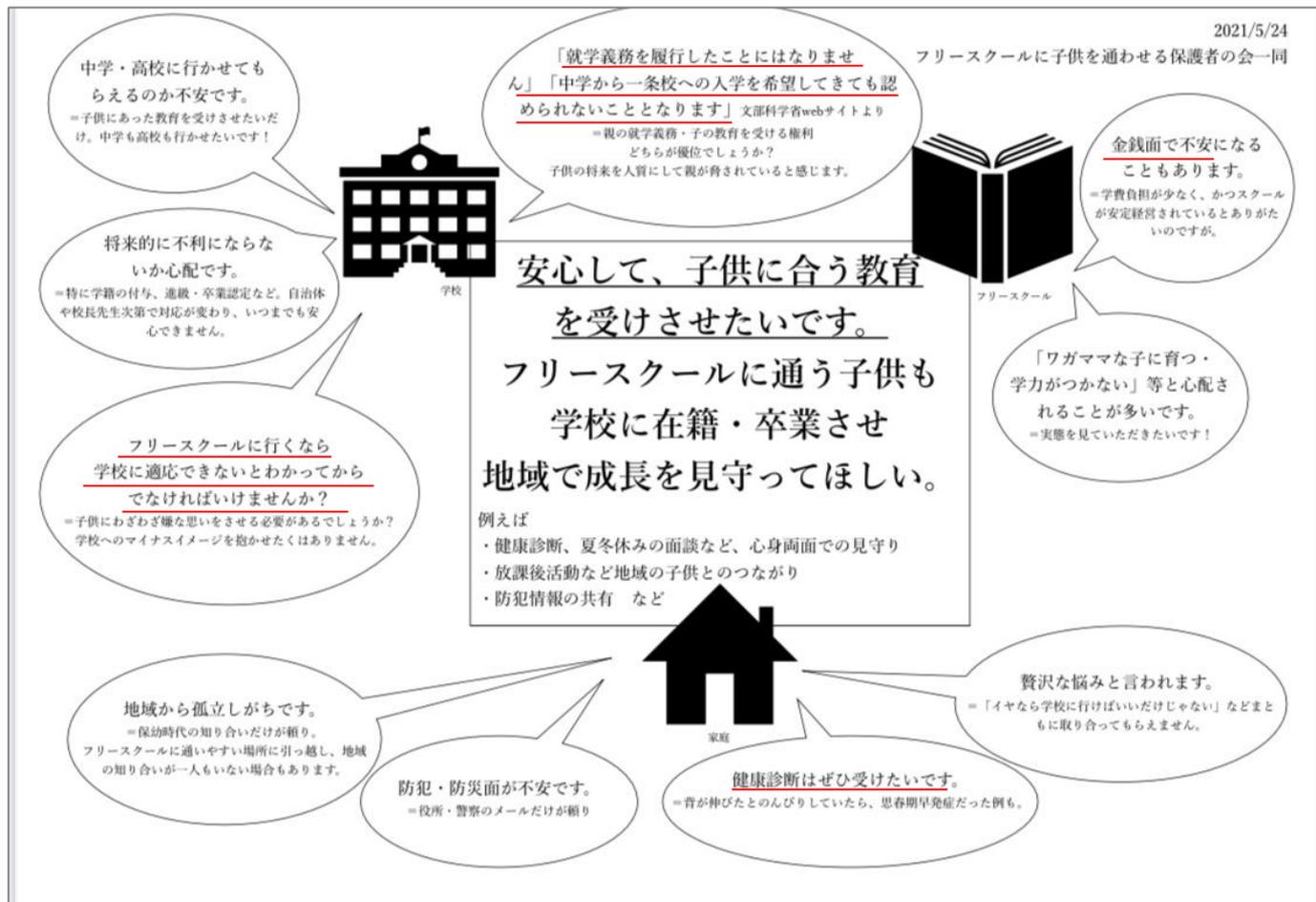
すでに学びを選択している家庭が、**心身の健康を保ちつつ、
未来の希望進路を健全に選択できる当たり前を保証しながら**
個別的な学びの選択を認証すべきではないか

家庭で時間・情報・協力者の確保が可能

なんらかの不安や思いをも
って、民間施設での学びを
選択することが、先々のハ
ンデを追う選択肢となっ
ている







11. 学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について

Q 学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合、保護者は就学義務を履行したことになるのでしょうか。

A

いわゆるインターナショナルスクールについては、法令上特段の規定はありませんが、一般的には主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。インターナショナルスクールの中には、学校教育法第1条に規定する学校(以下「一条校」といいます。)として認められたものがありますが、多くは学校教育法第134条に規定する各種学校として認められているか、又は無認可のものも少なからず存在しているようです。

一方、学校教育法第17条第1項、第2項には、学齢児童生徒の保護者にかかる就学義務について規定されています。ここでは保護者は子を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」、「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」に就学させると規定されています。よって、保護者が日本国籍を有する子を一条校として認められていないインターナショナルスクールに就学させたとしても、法律で規定された就学義務を履行したことはありません。

学校教育法においては、小学校等の課程を修了した者が中学校等に進学することを予定しています。これは、同法第45条に規定しているように、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的としているからです。

このことを踏まえると、例えば一条校でないインターナショナルスクールの小学部を終えた者が中学校から一条校への入学を希望してきても認められないこととなります。インターナショナルスクールの中学部の途中で我が国の中学校へ編入学を希望する場合も同様です。

なお、市町村教育委員会におかれては、憲法に定める教育を受ける権利を保障し、その権利を実現するために義務教育制度が設けられていることに鑑み、経済的な事情、居住地の変更等のやむを得ない事情により学齢児童生徒が実際的に未就学となるような状況が生じないようご注意ください。

[参照条文]

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2条 学校は、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人(以下「公立大学法人」という。)を含む。次項及び第127条において同じ。))及び私立学校

[小・中学校等への就学について](#)

[東日本大震災関係](#)

[法令・通知等](#)

[調査研究等](#)

[就学事務Q&A](#)

[私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業について](#)

7 検討すべきこと

- 1, 現在「取り残している子ども」を発見し続ける
官民コレクティブチームの情報共有と取り組みの在り方
- 2, 自治体間で支援リソースのシェアをしながら取り組む
支援の在り方
- 3, オルタナティブスクールの公的認証と
教育支援センター等、行政による民間との包括連携の在り方
- 4, 文科省・厚労省・内閣府・経産省 など 不登校アジェンダ
のそれぞれの政策から見えたことを学びあい、協力して
コレクティブに戦略をたてる会議の設置

团体概要

団体概要

名称	認定特定非営利活動法人カタリバ
本部	東京都杉並区高円寺南3-66-3 高円寺コモンズ
設立	2001年11月1日（2006年9月21日に法人格取得）
役員	代表理事：今村久美 常務理事/事務局長：鶴賀康久 理事：岡本拓也（公認会計士） 酒井穰（経営者） 中原淳（博士/人間科学） 山内幸治（若者創業支援NPO理事） 監事：久保田克彦（公認会計士） 中山龍太郎（弁護士）
職員数	133名（2021年1月時点）
収入	1,231,270千円（2019年度）

代表理事 プロフィール



今村 久美 Kumi Imamura

認定NPO法人カタリバ代表理事
公益社団法人ハタチ基金代表理事
一般社団法人地域・教育魅力化プラットフォーム理事

慶應義塾大学卒。2001年にNPOカタリバを設立し、高校生のためのキャリア学習プログラム「カタリ場」を開始。2011年の東日本大震災以降は子どもたちに学びの場と居場所を提供、2020年には、経済的事情を抱える家庭にPCとWi-Fiを無償貸与し学習支援を行う「キックケプログラム」を開始するなど、社会の変化に応じてさまざまな教育活動に取り組む。

慶應義塾大学総合政策学部特別非常勤教授。2015年より、文部科学省中央教育審議会委員。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会文化・教育委員会委員。教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループ委員。

認定NPO法人カタリバとは

カタリバは、日本全国で活動する、創業20年目の教育NPOです。

ビジョン

どんな環境に生まれ育っても、未来をつくりだす力を育める社会

ミッション

意欲と創造性をすべての10代へ

アクション

子どもたちに「サードプレイス（自分で選択した居場所）」と「サードリレーションシップ（ナナメの関係）」を届ける

First

家／親と子ども



Second

学校／先生と児童生徒



Third

自分で選択した居場所／ナナメの関係



サードリレーションシップ・ナナメの関係：タテ（親・先生）でもヨコ（同世代の友人）でもない、新たな視点をくれる一歩先ゆく先輩

活動内容

カタリバは、子どもたちの心に火を灯すプロフェッショナルとして、意欲と創造性を育むことを妨げるあらゆる課題（困難な環境・意欲を育むきっかけ不足・災害など）の解決を目指し、全国各地の現場とオンラインで活動しています。

意欲を引き出すきっかけに
出会えていない

探究学習事業

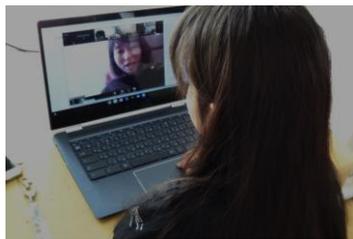
10代の日常を探究に



学校に行けず
自信を持ってない

不登校支援事業

自走する力を育む



自分ではどうすることもできな
い困難な環境に置かれている

困窮世帯向け支援事業

逆境から未来をつくる



災害によって突然
日常を奪われた

災害時子ども支援事業

災害の悲しみを強さへ



生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもたちに「サードプレイス（自分で選択した居場所）」と「サードリレーションシップ（ナナメの関係）」を届ける